

【利用再開についてのお知らせ】

北海道への緊急事態宣言が解除されることに伴い、10月1日（金曜）より【小樽市民会館】【小樽市公会堂】【小樽市民センター】三館の利用を再開いたします。

詳細につきましては以下のとおりとなりますが、今後の状況次第で内容を変更する場合がございますので、当館または小樽市のホームページにてご確認をお願いいたします。

●再開月日

令和3年10月1日（金曜）～

●集会室・会議室

当面の間、各室定員の半数（50％）以内制限を継続いたします。

●ホール（ご利用のガイドラインを遵守することを前提として）

①大声での歓声・声援等がないことを前提とする催事
客席定員（100％）までの収容可

②大声での歓声・声援等が想定される催事
客席定員の半数（50％）以内の制限付き

●ホール利用料の減免措置

半額減免措置は終了とし、10月のご利用からは通常料金となります。

尚、上記②の大声での歓声・声援等が想定される催事で、客席定員の半数（50％）以内でご利用される場合でも全席使用時と同様の通常料金となります。

●キャンセル料

10月以降のご利用分のキャンセルに関しましては、通常時の適用となります。